

議案第 25 号

専決処分（令和 7 年度野々市市一般会計補正予算第 8 号）の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

野々市市長 栗 貴 章

専決第 3 号

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度野々市市一般会計補正予算を次のとおり専決する。

令和 7 年度野々市市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度野々市市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,730 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,516,039 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 31 日専決

野々市市長 栗 貴 章

第1表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		141,000	10,000	151,000
	2 自動車重量譲与税	100,000	10,000	110,000
3 利子割等交付金		274,000	91,000	365,000
	1 利子割交付金	4,000	12,000	16,000
	2 配当割交付金	45,000	18,000	63,000
	3 株式等譲渡所得割交付金	70,000	39,000	109,000
	4 法人事業税交付金	155,000	22,000	177,000
6 地方交付税		2,795,721	117,000	2,912,721
	1 地方交付税	2,732,697	117,000	2,849,697
10 国庫支出金		5,959,316	22,524	5,981,840
	1 国庫負担金	3,988,484	△20,000	3,968,484
	2 国庫補助金	1,956,968	42,524	1,999,492
11 県支出金		1,763,467	△12,156	1,751,311
	1 県負担金	1,180,231	△2,500	1,177,731
	2 県補助金	393,439	△9,656	383,783
12 財産収入		106,105	8,082	114,187
	1 財産運用収入	26,590	8,082	34,672
13 寄附金		117,618	4,350	121,968
	1 寄附金	117,618	4,350	121,968
14 繰入金		854,390	△200,070	654,320
	1 基金繰入金	836,302	△200,070	636,232
16 諸収入		1,033,335	△10,000	1,023,335

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 貸付金元利収入	10, 000	△10, 000	0
補正されなかった款に係る額		13, 440, 357	0	13, 440, 357
歳 入	合 計	26, 485, 309	30, 730	26, 516, 039

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,091,606	△21,918	3,069,688
	1 総務管理費	2,464,395	△21,918	2,442,477
3 民生費		11,707,399	62,518	11,769,917
	1 社会福祉費	4,028,728	89,610	4,118,338
	2 児童福祉費	6,744,789	△7,092	6,737,697
	3 生活保護費	933,882	△20,000	913,882
4 衛生費		1,509,313	40,000	1,549,313
	1 保健衛生費	1,023,131	40,000	1,063,131
7 商工費		375,930	△10,000	365,930
	1 商工費	375,930	△10,000	365,930
8 土木費		2,489,081	△40,500	2,448,581
	2 道路橋梁費	651,984	△40,500	611,484
10 教育費		4,294,519	630	4,295,149
	2 小学校費	1,151,691	630	1,152,321
	4 社会教育費	811,370	0	811,370
補正されなかった款に係る額		3,017,461	0	3,017,461
歳 出 合 計		26,485,309	30,730	26,516,039